

## 第5節 復興計画

第1項 復興計画作成の体制づくり

第2項 復興に対する合意形成

第3項 復興計画の推進

### 《 基本方針 》

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

### 第1項 復興計画作成の体制づくり

#### 1. 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、一般災害対策編 第1章「総則」、震災対策編 第5章 第1節「基本方針」及び第6章「災害予防計画」を基本に、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

そのため、市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（市と県及び関係機関との連携）を図るものとする。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

### 第2項 復興に対する合意形成

#### 1. 復興に対する合意形成

復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

### 第3項 復興計画の推進

#### 1. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。